

第1回富山市総合計画審議会

会 議 資 料

富山市企画管理部
企 画 調 整 課

目 次

○富山市総合計画審議会委員名簿	1
○富山市総合計画審議会条例	2
○富山市総合計画審議会部会	4
・富山市総合計画審議会部会の設置（案）	4
○第2次富山市総合計画策定方針	6
・総合計画策定体系図	10
・総合計画審議会と庁内組織の連携イメージ図	11
○第2次富山市総合計画策定スケジュール	12

富山市総合計画審議会委員名簿

No.	氏名	性別	役職	備考
1	網谷 繁彦	男	とやま市漁業協同組合 代表理事組合長	
2	庵 栄伸	男	一般社団法人富山県銀行協会 会長	
3	今井 壽子	女	NPO法人花街道楽膳のまちを夢みる会 理事長	
4	宇津 孝志	男	富山市美術作家連合会 会長	
5	鶴殿 裕	男	株式会社日本政策投資銀行富山事務所 所長	
6	梅田 ひろ美	女	富山商工会議所女性会 会長	
7	江藤 裕子	女	公募委員	
8	大川内 秋弘	男	富山防犯協会 会長	
9	大窪 宏充	男	婦負森林組合 代表理事組合長	
10	太田 勝久	男	富山公共職業安定所 所長	
11	大間知 雄三	男	公募委員	
12	神川 康子	女	富山大学 理事・副学長	
13	上口 勇三	男	大沢野地域自治振興連絡協議会 会長	
14	川田 文人	男	一般財団法人北陸経済研究所 理事長	
15	楠井 隆史	男	富山県立大学工学部環境工学科 教授	
16	桑山 比呂志	男	日本労働組合総連合会富山県連合会 富山地域協議会 議長	
17	小杉 邦夫	男	NPO法人日本防災士会・富山県支部 富山県防災士会 会長	
18	齊藤 裕美	女	富山市PTA連絡協議会 参与	
19	酒井 富夫	男	富山大学極東地域研究センター 教授	
20	塩井 保彦	男	公益財団法人富山市体育協会 会長	
21	島田 一彦	男	公益社団法人富山市医師会 会長	
22	清水 一夫	男	富山医療圏メディカルコントロール協議会 会長	
23	高木 繁雄	男	富山商工会議所 会頭	
24	高田 敏成	男	細入自治会連合会 会長	
25	高山 純一	男	金沢大学理工研究域環境デザイン学系・系長 教授	
26	武山 良三	男	富山大学芸術文化学部 学部長 教授	
27	館内 敬子	女	富山市保健推進員連絡協議会 会長	
28	谷井 光昭	男	富山市自治振興連絡協議会 会長	
29	長尾 治明	男	富山国際大学現代社会学部現代社会学科 教授	
30	中西 彰	男	富山市公民館連絡協議会 会長	
31	中村 和之	男	富山大学経済学部 学部長 教授	
32	野尻 昭一	男	富山市社会福祉協議会 会長	
33	平井 丈夫	男	大山地域自治振興会連合会 会長	
34	松井 健一	男	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所 所長	
35	見波 重尋	男	婦中地域自治振興連絡協議会 会長	
36	宮口 嗣麿	男	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授	
37	宮田 伸朗	男	富山国際学園 学事顧問	
38	武藤 玲子	女	公募委員	
39	山方 功	男	八尾地域自治振興連合会 会長	
40	吉田 良雄	男	山田地域自治振興会 会長	
41	渡辺 孝子	女	公募委員	

(五十音順)

○富山市総合計画審議会条例

平成17年7月1日
富山市条例第304号

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し市長の諮問に応じ必要な事項を調査審議するため、富山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第3号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、関係団体の役職員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、第1項に規定する専門の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画管理部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山市総合計画審議会部会の設置（案）

1 設 置

審議会の調査審議を円滑に行うため、富山市総合計画審議会条例第5条の規定により審議会に次のとおり分野別の部会を置く。

(1) 『人材・暮らし部会』（人づくり）

市民が安心して暮らせるよう、子育て支援、教育環境、健康福祉等の分野について研究する

(2) 『都市・環境部会』（街づくり）

安全な生活環境を整備するため、災害対策、消防・救急、生活環境、市街地整備等の分野について研究する。

(3) 『活力・交流部会』（元気づくり）

活気あるまちづくりを進めるため、観光振興、各産業の活性化、芸術文化の振興等の分野について研究する。

(4) 『協働・連携部会』（絆づくり）

協働によるまちづくりを進めるため、市民参画のしくみづくり、行財政システムの分野について研究する。

(5) 『調整部会』

各部会を横断し総合的に検討すべき事項を調整する。

2 各部会での主な検討事項

各部会での主な検討事項は以下のとおりとする。

(1) 『人材・暮らし部会』（人づくり）

【検討事項(政策領域)】

- ①人づくり(全世代対応の教育・生涯学習の振興)
- ②健康づくり(全世代対応の健康・スポーツの振興)
- ③安心社会づくり(地域包括ケアシステムの構築)
- ④医療体制づくり(在宅医療・救急医療の充実)

(2) 『都市・環境部会』（街づくり）

【検討事項(政策領域)】

- ①潤いと安らぎのまちづくり(都市と自然の共生／水と緑の環境整備)
- ②コンパクトなまちづくり(中心市街地と地域生活拠点の整備／交通体系の強化)
- ③安全・安心のまちづくり(防災・防犯・交通安全の機能強化)
- ④環境・エネルギーにやさしいまちづくり(循環型社会の形成／自然環境の保全)

(3) 『活力・交流部会』（元気づくり）

【検討事項(政策領域)】

- ①活力創造のまちづくり(地域産業の振興／新産業・新事業の創造)
- ②仕事・生きがいづくり(多様な雇用機会の創出)
- ③観光・交流のまちづくり(地域資源の活用／観光の広域連携／交流機会の創出)
- ④歴史・文化のまちづくり(地域遺産の活用／芸術文化の振興)

(4) 『協働・連携部会』（絆づくり）

【検討事項(政策領域)】

- ①市民協働のまちづくり(市民一人ひとりの尊重／全員参加型社会の形成)
- ②強靱な行政体づくり(効率的効果的な行政経営／広域行政の強化)
- ③市民の誇りづくり(市民活動の支援／情報発信の機能強化)
- ④共生社会づくり(全員参加型コミュニティの形成)

第2次富山市総合計画策定方針

1 第2次富山市総合計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題、相次ぐ自然災害の発生、北陸新幹線の開業など、本市を取り巻く環境は大きく変化している。

とりわけ少子高齢化の進展・人口減少は、地域経済が縮小する一方で、行政ニーズは多様化、増加し続けており、行財政運営全般に大きな影響を与えている。

また、国では、このような状況の中にあっては地方の足腰をより強くすることが必要であるとして、これまで進めてきた地方分権改革の成果を活かしつつ、引き続き地方分権改革を着実に推進し、個性を活かし自立した地方をつくるとしている。

本市では、今日のこのような状況を見据え、平成17年4月に7市町村による広域合併を行い、行財政基盤の強化と行政能力の向上を図るとともに、現総合計画のもと、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を中心施策に据え、総合力の高い魅力あるまちづくりに取り組んできた。

合併から10年が経過し、今後は、これまでの成果をさらに発展させて、豊かな自然と高度な都市機能を併せ持つ、この魅力ある富山市を市民が誇りを持って、次の世代に引き継いでいかなければならない。

このため、新たな時代を見据え、持続可能なまちづくりに向けて新しい活力と魅力を創造する第2次富山市総合計画を策定する。

2 総合計画の位置付け

総合計画は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、魅力ある総合力の高い日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、目指すべき都市の将来像について、市民と行政が協働で取り組む目標を定め、その目標実現のための指針として位置付ける。

3 各種計画との整合

総合計画は、本市の最上位の計画に位置づけられることから、今後の社会情勢等を勘案し、広い見地から施策の必要性や重要性等を検討するものであり、各種計画の策定・改定にあたっては、本計画の内容を遵守するとともに、既存の計画については、必要に応じて見直すものとする。

4 総合計画策定の視点

第2次富山市総合計画は、次の視点にて策定する。

(1) 環境の変化への対応

現総合計画策定時における、本市の人口は、増加のピークを過ぎ、減少に転じると見込んでいたが、現在、実際に人口が減少する局面となっている。また、現総合計画では、新市建設計画を踏まえ、地域の均衡ある発展を目指すとして、旧市町村で計画していた公共施設の整備を進めてきたが、今後は、公共施設の老朽化や効率的な活用等に配慮し、市全体としての適正配置に努める必要がある。次期総合計画は、このような環境の変化に柔軟に対応しなければならない。

(2) 総合力と魅力の創造

本市は、合併から10年が経過し、新市としての一体感は着実に育まれてきている。この都市としての一体感をもとに、県都として、また、日本海側有数の中核都市として、市民の誇りにつなげるため、まちの総合力をさらに高め、より魅力ある都市を創造することが重要である。

(3) 超長期的な展望

本計画は、10年後の本市の将来像を目指し、まちづくりの目標を定めるものであるが、本市が将来に向けて持続可能な都市として発展していくためには、20年後、30年後の将来市民に対する責任も念頭に置きながら、その布石となる各種施策に取り組んでいくことが重要である。

(4) 地域特性の尊重

本市の各地域には、これまでの長い歴史で培われた伝統文化、芸術や産業がある。また、広大な森林や肥沃な平野部、深遠な富山湾など、豊かな自然に恵まれている。これらの貴重な資産を大切にし、次世代へ引き継ぐとともに、地域特性・個性を活かし、それらを相互に尊重しつつ、相乗効果を発揮させることが重要である。

(5) 広域的な交流・連携

北陸新幹線が開業し、本市と首都圏が約2時間で結ばれ人の流れが大きく変わりつつある。このため、広域的な観点から強みや弱みを明確にする中で、開業効果を最大限に活かし、県内のほか、北陸地域内、大都市圏との間で広域的な交流・連携を図ることが重要である。

(6) レジリエント・シティ

少子高齢化・人口減少や相次ぐ自然災害の発生など、本市は大変厳しい環境の中にある。本市が、将来に向けて魅力ある持続可能な都市として今後とも発展していくためには、様々な危機や脅威に対して強さとしなやかさをもった強靱（レジリエント）な都市であることが重要である。

5 策定体制

第2次富山市総合計画策定のため、次の審議会等を置く。

(1) 富山市総合計画審議会

富山市総合計画審議会条例（平成17年富山市条例第304号）第1条の規定に基づき、富山市総合計画審議会を置く。

審議会の定めにより、部会を置くことができる。

(2) 富山市総合計画策定会議（庁内組織）

総合計画の原案等の作成を行うため、富山市総合計画策定会議を置く。

重要な課題について調査研究するためワーキンググループを置く。

6 市議会の意見反映

基本構想の策定においては、地方分権改革の一環として、地方自治法の改正により市町村議会の議決の義務付けが廃止された。今後の本市の総合計画は、市議会に意見を求めながら策定することとする。

7 市民参画

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、総合計画審議会委員に市民からの公募委員を委嘱する。また、市民ニーズを的確に把握し、市民の視点による地域特性や課題を整理するため、市民ワークショップを実施する。さらに、パブリックコメントにより、計画の策定過程の公正の確保と透明性の向上を図る。

8 総合計画の策定期間

策定期間は、平成27年度・平成28年度の2か年度とする。

9 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」によって構成する。

(1) 基本構想

基本構想では、本市の特性や魅力、広域的な位置付け等を整理し、長期的な展望のもとに将来の都市像やまちづくりの目標とその実施に向けた施策の大綱を示す。平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想で示した都市像、まちづくりの目標及び施策の大綱を受け、施策の体系化を行い、現況と課題を整理するとともに施策の方向を示す。平成29年から33年までの5か年を前期計画、平成34年から平成38年までの5か年を後期計画とする。

(3) 実施計画

実施計画では、基本計画で定める施策体系に基づき、具体的な事業の年次計画等を示す。基本計画に沿って、前期・後期計画の各5か年計画をローリング方式により毎年見直ししながら、実効性の確保に努めるとともに、諸情勢の変化に的確に対応した計画を策定する。

10 基礎調査

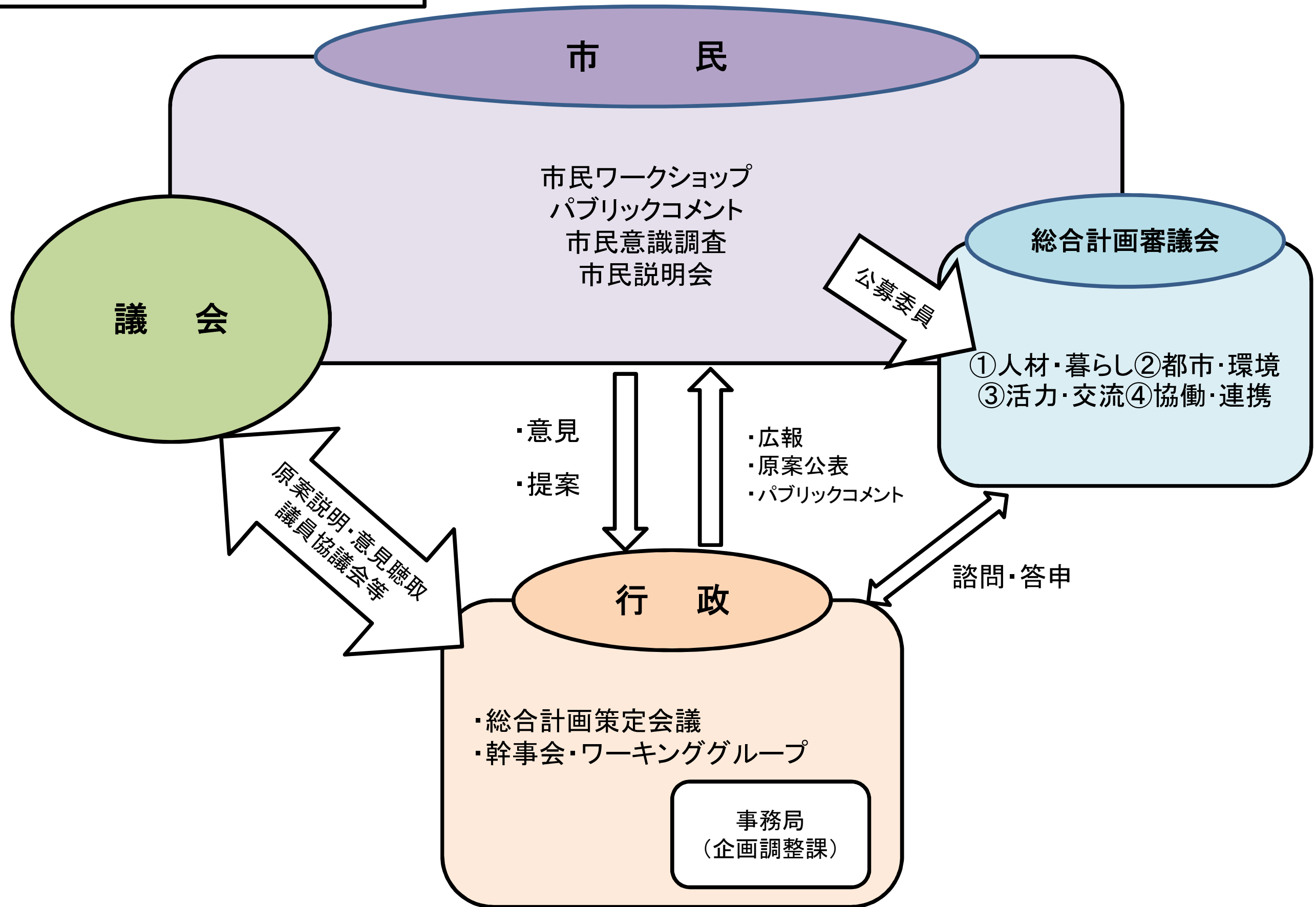
(1) 市民意識調査

市民意識調査により、市民の生活環境や市の施策等に対する満足度及び今後の施策要望等を把握する。

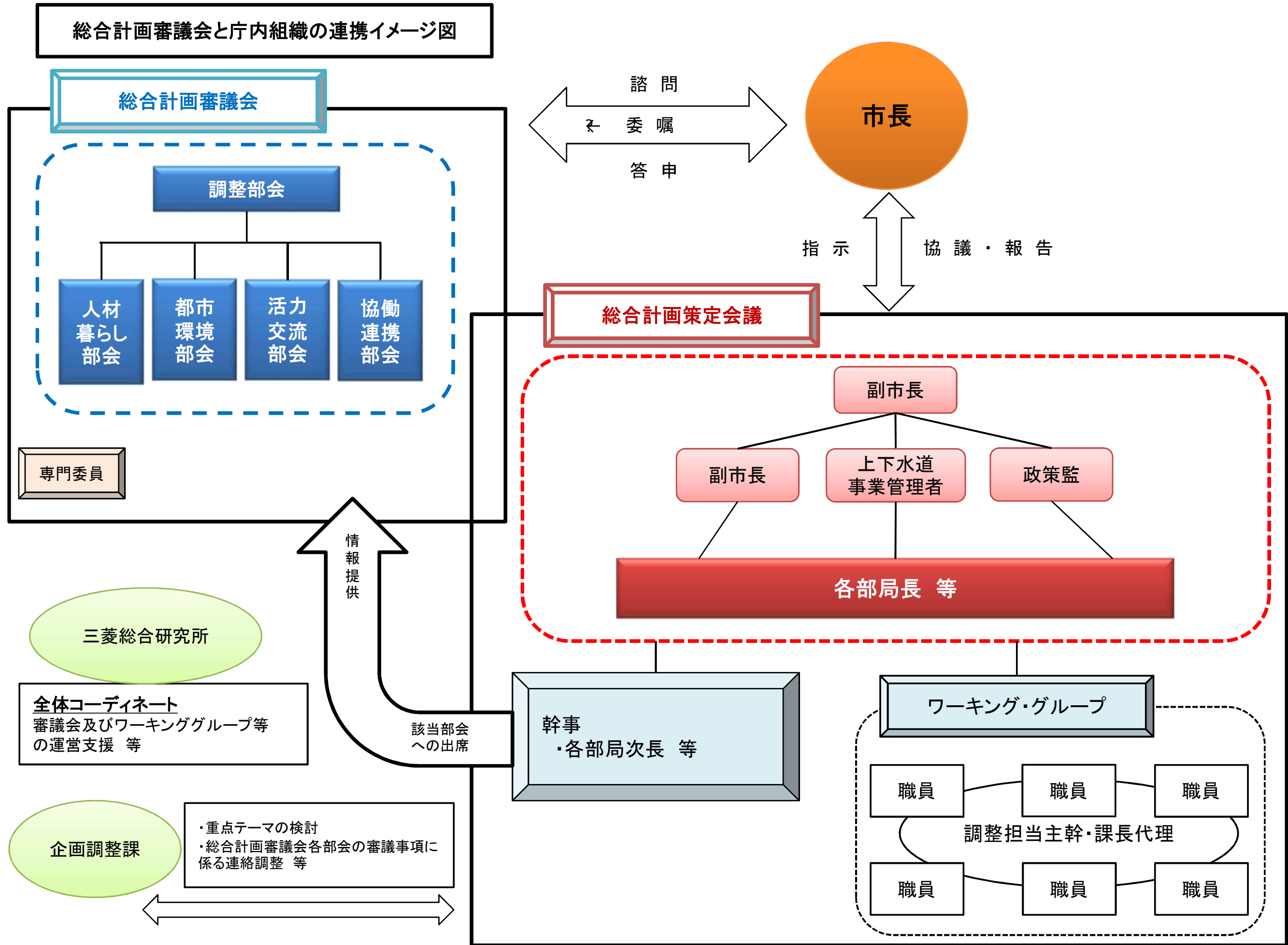
(2) 市外住民調査

第2次富山市総合計画では「選ばれるまち」を希求する中で、市外住民が持つ本市に対する意識や意向等について把握する。

総合計画策定体系図



総合計画審議会と庁内組織の連携イメージ図



第2次富山市総合計画策定スケジュール

年度	月	総合計画策定スケジュール	市議会	市民参画
平成27年度	4月			
	5月	※公募委員の募集(4名・5月25日締切) (広報5月5日号掲載) ・審議会委員の依頼(学識経験者) 個別依頼・内諾		● 富山市民意識調査の実施 (対象者 6,000名)
	6月	※公募委員公開抽選(6月5日) 4名決定 第1回職員ワーキンググループ	【ワーキンググループ】 ・各部署等の調整担当主幹等で構成 ・基本構想の骨子についての検討	
	7月	第2回職員ワーキンググループ 第1回総合計画策定会議	【総合計画策定会議】 ・副市長、各部署長等で構成 ・総合計画の原案の作成	
	8月	第3回職員ワーキンググループ 第4回職員ワーキンググループ 第1回総合計画審議会	・市民意識調査結果報告 ・人口推計調査結果報告 【総合計画審議会】 ・策定方針について ・部会の設置について ・スケジュールについて ・市民意識調査の結果について 等	● 地域別ワークショップ参加者募集 (広報8月20日号掲載)
	9月	第2回総合計画策定会議 第1回分野別部会(4部会)	【分野別部会】 ・部会長職務代理者の指名について ・基本構想の素案について ・部会での主要検討事項について ・人ロビジョンについて ・現総合計画の実績について 等	● 地域別ワークショップの開催 (市内3箇所 各20名程度)
	10月			● 結果の取りまとめ
	11月	第2回分野別部会(4部会)	【分野別部会】 ・基本構想の素案の修正について ・部会での主要検討事項について ・ワークショップ結果報告書について ・富山市総合戦略について 等 各派代表者会議(意見照会)	
	12月			
	1月	第3回分野別部会(4部会) 第1回調整部会	【分野別部会】 ・施策の体系について ・基本構想(案)について 等 【調整部会】 ・基本構想(案)について 等	
	2月	第3回総合計画策定会議 ・政策調整会議(基本構想(案)について)		
	3月	第2回総合計画審議会 ● 諮問:【基本構想(案)】	議員協議会 【総合計画審議会】 ・基本構想(案)諮問について 等	● 総合計画基本構想(案)に対するパブリックコメントの実施 ● 市民説明会の実施

年度	月	総合計画策定スケジュール	市議会	市民参画
平成28年度	4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4回 分野別部会(4部会)</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【分野別部会】 ・基本構想(案)答申(案)について 等</div> </div>		
		<div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2回 調整部会</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【調整部会】 ・基本構想(案)答申(案)について 等</div> </div> </div>		
	5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3回総合計画審議会</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【総合計画審議会】 ・基本構想(案)答申(案)について 等</div> </div>		
	6月	● 答申:【基本構想(案)】		基本構想の公表 総合計画基本構想(案)に対するパブリックコメントの結果公表
	7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4回総合計画策定会議</div>		
	8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第4回総合計画審議会</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【総合計画審議会】 ・前期基本計画(案)について諮問 等</div> </div>	議員協議会	● 前期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施
	9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第5回 分野別部会(4部会)</div>		
	10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第6回 分野別部会(4部会)</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【分野別部会】 ・前期基本計画(案)について 等</div> </div>		市民説明会の実施
		<div style="margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3回 調整部会</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【調整部会】 ・前期基本計画(案)について 等</div> </div> </div>		
	11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第5回総合計画審議会</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【総合計画審議会】 ・前期基本計画(案)答申(案)について</div> </div>	総務委員会	
	12月	● 答申:【前期基本計画(案)】		
	1月			前期基本計画(案)に対するパブリックコメントの結果公表
2月				
3月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 随時実施 ※ 市民の皆さんからの意見募集 ※ 各種団体との懇談会 等 </div>	
		総合計画書の配付	総合計画の公表	